

# 公 示 送 達 書

令和8年6月9日

下記の者へ送達すべき書類を、西区役所市民部保険年金課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

福岡市西区長 大園 喜代香



送達を受  
けるべき  
者の氏名

別紙のとおり

送達すべ  
き書類を  
特定する  
ために必  
要な情報

令和8年6月9日 西保年第36号

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。